

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長洲町は、熊本県の北部に位置し、面積は、19.43 ㎡と小さいが、有明海に面し、対岸に島原半島、雲仙普賢岳を望む自然豊かな地域である。

人口は、昭和 59 年から 18,000 人台を維持してきたが、平成 16 年を境に減少に転じ、平成 30 年 4 月末には 16,050 人(住民基本台帳)となった。これに併せて高齢化率も年々増加し、平成 30 年 4 月には 33.7%(住民基本台帳)となった。長洲町人口ビジョンによると、将来の人口は年々減少し、平成 37 年には約 15,300 人、高齢化率は 35.4%に達する見込みである。

本町の基幹産業は製造業であり、有明海臨海工業団地に、造船・サッンの製造業を中心とした約 40 社の企業が立地している。商店数については、昭和 57 年の 368 社(商業統計調査)をピークに年々減少し、平成 24 年には 141 社となった。また、本町の伝統産業である金魚や錦鯉等の内水面養殖業経営体数については、昭和 53 年の 46 団体をピークに年々減少し、平成 25 年には 14 団体となった。

本町は、農業及び水産業も盛んな土地で、中でもミニトマトは熊本県下でも有数の産地である。出荷販売額については、平成 23 年の 4 億 7 千万円から平成 28 年には 5 億 2 千万円まで増加している。また、海苔についても、平成 24 年の 1 億 6 千万円から平成 28 年には 2 億 9 千万円まで増加している。内水面養殖業の出荷販売額については、平成 24 年の 3 千 697 万円から平成 28 年には 2 千 654 万円と減少している。

このように製造業を中心としたものづくりの町として発展してきた長洲町だが、町内中小企業は、熟練した技術者を多く含む団塊の世代の大量退職による人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、人材確保が急務となっている。また、町内事業所数についても平成 24 年の 584 社(経済センサス)から平成 28 年には 517 社と年々減少しており、現状を放置すると、長い歴史を経て形成された産業基盤が失われかねない状況である。

こうした問題に対応するため、引き続き、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが課題である。

(2) 目標

本計画を策定し、中小企業者の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることを後押しすることで、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図り、これに併せて長洲町も経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する

基本方針に定めるものをいう。)が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長洲町の産業は、製造業を中心に農業、水産業及びサービス業と幅広い分野に亘っているため、これらの産業で広く、事業者の労働生産性の向上を行う必要がある。

したがって、幅広い分野における産業の設備投資への支援をできるだけ網羅するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営基盤強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

長洲町の産業は、臨海工業エリア、山間部、海岸部と町内全域に亘っている。これらの地域で事業者による設備投資への支援を行うため、本計画の対象区域は、長洲町全域とする。

(2) 対象業種・事業

長洲町の産業は、製造業を中心に農業、水産業及びサービス業と幅広い分野に亘っているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するために支援する必要がある。

したがって、本計画における対象業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業の取り組みとしては、新商品の開発、自動化の推進、IT及びロボット導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多岐に亘る。

したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる事業者等については、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。